



府食第983号
平成26年12月24日

食品安全委員会
委員長 熊谷 進 殿

微生物・ウイルス専門調査会
座長 岡部 信彦

清涼飲料水の規格基準の一部改正に関する審議結果について

平成26年11月18日付け厚生労働省発食安1118第1号により厚生労働大臣から食品安全委員会に対し意見を求められた事項について、当専門調査会において審議を行った結果は下記のとおりですので報告します。

記

今回の食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の改正は、ミネラルウォーター類、冷凍果実飲料及び原料用果汁以外の清涼飲料水のうち、pH 4.6以上で、かつ、水分活性が0.94を超えるものについて、原材料等に由来して当該食品中に存在し、かつ、発育し得る微生物を除去するのに十分な効力を有する方法で除菌を行ったものについては、10°C以下で保存しなければならないとする保存基準の対象外とするものである。

微生物・ウイルス専門調査会における審議の結果、適切な除菌が行われることが確保されることを前提とすれば、10°C以下という保存基準の対象外としたとしても、当該清涼飲料水の摂取による人の健康へのリスクが高まるとは考え難いことから、人の健康に及ぼす影響が変わるものではないと考えられた。

なお、清涼飲料水の安全確保においては、規格基準に基づいた適切な原水の確保が重要であることから、引き続き原水の管理を適切に行うことが望ましい。